

# 行政書士法人の退会・解散届出について

令和3年5月12日

## I. 従たる事務所の廃止・移転による退会

☆行政書士法人は、従たる事務所の廃止もしくは移転又は主たる事務所の移転により、それまで入会していた行政書士会を退会したときは、その日から2週間以内にその旨を退会した単位会を経由して日行連へ届出を行う必要があります（法第16条の6第5項）。

### 【提出書類】

行政書士法人退会届出書 2部  
登記事項証明書 2部（原本1通・コピー1通）  
\*「大阪法務局管轄」の記載があるもの

### 【返却物】

会員証（大阪府行政書士会発行の法人会員証） 1部

※主たる事務所の所属単位会では、本手続きとは別に、法人名簿登載事項変更届出手続きを行う必要があります。

※事務所所在地の変更等、法人の退会に伴い社員や使用人の行政書士名簿登録事項に変更が生じる場合は、別途行政書士変更登録申請を行う必要があります。提出書類等につきましては、大阪府行政書士会ホームページの「変更登録申請手続きについて」をご参照ください。

## II-1. 行政書士法人の解散

☆行政書士法人は、他の行政書士法人との合併以外の事由により解散したときは、解散の日から2週間以内に主たる事務所の所属単位会を経由して日行連へ届出を行う必要があります（法第13条の19第3項）。

### 【提出書類】

行政書士法人解散（退会）届出書 2部  
登記事項証明書 2部（原本1部・コピー1部）  
\*「大阪法務局管轄」の記載があるもの

### 【返却物】

会員証（大阪府行政書士会発行の法人会員証） 1部

※事務所所在地の変更等、法人の解散に伴い社員や使用人の行政書士名簿登録事項に変更が生じる場合は、別途行政書士変更登録申請を行う必要があります。提出書類等につきましては、大阪府行政書士会ホームページの「変更登録申請手続について」をご参照ください。

## II-2. 行政書士法人の清算終了

☆行政書士法人は清算が終了したときは、遅滞なく主たる事務所の所属単位会を經由して日行連へ届出を行う必要があります（日行連会則第53条の9）。

### 【提出書類】

行政書士法人清算終了届出書	2部
登記事項証明書	2部（原本1部・コピー1部）